

ご存知ですか？

少額訴訟手続が 利用しやすくなりました

少額訴訟手続なら、裁判はこれだけ身近に

少額訴訟手続は、お金に関する紛争を、
簡易・迅速・低廉な費用で解決する裁判手続です。
裁判所に**原則一回**行くだけで紛争が解決できます。
相手方が任意に支払いをしない場合でも、
簡易裁判所に申立てができる
少額債権執行手続制度もできました。
誰でも、気軽に、紛争解決の場として
利用することができる裁判手続です。



司法書士 アクセスブック